相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市大崎町字笠松五五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　中川　芳成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月一日
愛知県豊橋市大国町一〇五　レグルスアーク一一
相続財産管理人　弁護士　菊池令比等

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市白尾ヨ二七番甲地、最後の住所滋賀県近江八幡市若宮町五六七番地一
被相続人　亡　金子　善已

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月一日
事務所滋賀県大津市京町一丁目一番四七号メゾン京町一〇二号
相続財産管理人　司法書士　田村　幸司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市馬場二丁目一〇四九番地一、最後の住所滋賀県彦根市野瀬町六四番地八
被相続人　亡　若林　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月一日
滋賀県彦根市佐和町三一一五千祥ビル四階
相続財産管理人　生駒　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市此花区西島三丁目三番、最後の住所大阪市此花区西島三丁目三番二号
被相続人　亡　中川　作美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月一日
大阪市中央区今橋三丁目三番一三号ニッセイ淀屋橋イースト一六階
相続財産管理人　弁護士　真田　尚美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府箕面市半町一丁目四一番地二、最後の住所大阪府箕面市半町一丁目一三番一七号
被相続人　亡　逸見　**幸**子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月一日
大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三
相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市西久保町五二一番地一、最後の住所広島県三原市本町一丁目五番一七号
被相続人　亡　寺岡　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月一日
事務所広島県三原市城町一丁目二五番六号三原マリンビル三階
相続財産管理人　**桃**山　正宣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市本町一丁目九五八番地一、最後の住所佐賀県鳥栖市曽根崎町一五〇〇番地四
被相続人　亡　原　康揮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月一日
佐賀県佐賀市八戸溝一丁目一五番三号
相続財産管理人　公益社団法人佐賀県社会福祉士会

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十九年三月一日
一、墳墓等所在地　京都府福知山市字天田小字榎ヶ段一七〇番地
一、墳墓等の名称　北岡共同墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　京都府福知山市字裏ノ一〇六番地　一般社団法人福知山北岡共同墓地管理会　代表理事　吉井　雅宏

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年3月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（登録の抹消があった場合）　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①栗原観光トラベル　②第3種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第3－378号　④株式会社栗原観光タクシー　宮城県栗原市築館薬師一丁目1番14号　代表取締役　野村浩也　⑤トラベル事業部　宮城県栗原市築館字照越松長根51－5　⑥平成28年8月22日　⑨平成29年1月25日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県栗原市築館薬師一丁目1番14号　株式会社栗原観光タクシー　代表取締役　野村浩也

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成29年3月1日
二、一二三番
一、墳墓等所在地　兵庫県宝塚市売布三丁目一二
一、墳墓等の名称　米谷墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　すべて不詳
一、改葬を行おうとする者　兵庫県宝塚市米谷二丁目一七―一三三　米谷墓地管理委員会　会長　古野　弘之